

調書(決定)

事件の表示 平成31年(行ツ)第78号
平成31年(行ヒ)第90号
決定日 令和元年6月7日
裁判所 最高裁判所第二小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成30年(行コ)第244号(平成30年11月
7日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和元年6月7日

最高裁判所第二小法廷

別紙

当事者目録

上告人兼申立人 X株式会社
被上告人兼相手方 国
処分行政庁 中央労働委員会
同補助参加人 Z労働組合